

平成18年1月5日

各 位

西日本シティ銀行

～ 『アクティブN C B』九州No.1バンクに向けた営業施策 第9弾～

## **九州地銀初！「遺言信託・遺産整理業務」の取扱開始について**

H18.1.10 オープンの 個人向け営業の専門拠点「N C B 天神」にて取扱い！！

西日本シティ銀行（頭取 新藤恒男）では、本格的な高齢化社会の到来により、中高年層、富裕層に関心の高い相続や遺言ニーズに幅広くお応えするため、りそな銀行の信託代理店として「遺言信託・遺産整理業務」の取扱を開始いたします。

なお、「遺言信託・遺産整理業務」の取扱については、九州・山口地区の地銀では初めてであり、お客様に対するより細やかな金融サービスの提供が行なえるものと考えています。

### 記

#### 1. 取扱業務

##### (1) 遺言信託

- ・遺言書作成に係るご相談、遺言書の保管、管理、将来の遺言執行までを行なう業務

##### (2) 遺産整理業務

- ・相続の開始後に相続人全員からの委任を受け、遺産の調査、遺産分割手続実施や納税計画の立案・納付代行などを行なう業務

#### 2. 取扱店舗

当面、「大名支店N C B 天神出張所」の1カ店といたしますが、順次拡大予定です。  
なお、「大名支店N C B 天神出張所」は、平成18年1月10日オープン予定であり、弊行全店のお客様を対象に、各種ご相談対応や各種セミナーの開催などを行なっています。  
また、平日9時～19時、土・日・祝日10時～17時に営業しており、お客様の利便性の高い店舗となっております。

#### 3. 提携金融機関

りそな銀行と提携いたします。

#### 4. 取扱開始日

平成18年1月10日（火）

#### 5. 業務遂行体制

当行では、資産運用やライフプランニングなどの専門知識を有し、国家資格を持った18名の「ファイナンシャル・アドバイザー」（F A業務専担者）により、九州内の全店のお客様からの相続・事業承継等のご相談へ対応しています。本業務につきましても、お客様の相談対応の中で、ニーズがある場合は、取扱店舗への取次ぎにより対応してまいります。

以上

本件に関するお問合せ先

個人営業部	鶴	TEL092-476-2562
法人営業部	緒方	TEL092-476-2564